

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び旭川市契約事務取扱規則（昭和39年旭川市規則第22号）第3条の規定に基づき、一般競争入札（以下「入札」という。）について次のとおり公告する。

令和8年7月21日

旭川市長 今 津 寛 介

1 契約担当部局

〒070-8525 旭川市7条通9丁目 旭川市総合庁舎6階
旭川市総務部庁舎管理課庁舎担当
電話 0166-25-5443
FAX 0166-24-7833

2 入札に付する事項

- (1) 入札件名 総合庁舎市有財産（施設内コピー機、広告付き地図及びAED設置場所）貸付け
- (2) 契約形態 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号に基づく賃貸借契約を行う。
- (3) 貸付期間 令和8年12月1日から令和11年11月30日まで
- (4) 概要 総合庁舎市有財産（施設内コピー機、広告付き地図及びAED設置場所）貸付けの入札説明書兼仕様書（以下「入札説明書等」という。）のとおりに入札する。
- (5) 入札物件（貸付物件）
入札説明書等別表「貸付物件」及び同「物件位置図」のとおりに入札する。
- (6) 入札書の記載方法
1か月間の貸付料の金額で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 旭川市物品購入等の競争入札参加資格において営業種目「広告代理等（3200）」のうち、取扱品目「広告代理（3201）」の入札参加資格を有している者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (3) 公告の日から入札執行日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

4 入札説明書等を交付する場所及び問合せ先
1に同じ。

5 入札参加資格の確認の申請
入札参加資格の確認の申請

この入札に参加を希望する者は、3に掲げる入札参加資格を有することの確認を受けるため、入札説明書等で示す書類を次のとおり提出しなければならない。

- (1) 提出期限 令和8年8月21日（金）午後5時まで
- (2) 提出場所 1に同じ
- (3) 提出方法 持参、郵送又はファクシミリによること。なお、郵送については提出期間までに必着のこと。

6 入札の日時及び場所等

- (1) 入札の日時及び場所
令和8年9月4日（金）午前11時
旭川市7条通9丁目 旭川市総合庁舎7階 会議室7C
- (2) 開札
入札終了後直ちに(1)の場所で行う。
- (3) 入札方法
入札書を持参し投函すること（持参以外の方法による入札は認めない。）。

7 入札の無効

- (1) この公告において示した入札参加資格のない者のした入札、申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者のした入札及び旭川市委託契約等競争入札心得（貸付け）において示した条件等入札に関する条件に違反する者のした入札は無効とし、これらの入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。
- (2) 市長により入札参加資格がある旨を確認された者であっても、入札時点において3に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。
- (3) 最低貸付料に達しない貸付料で入札した者のした入札は無効とする。

8 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 免除する。
- (3) 契約書作成の要否 要する。
- (4) 落札者の決定方法

予定価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最高の価格をもって入札したものを落札者とする。

(5) 最低貸付料の設定 有

(6) 詳細は入札説明書等による。

9 貸付料

貸付料については、各年度、旭川市が発行する納入通知書により指定する納入期限までに、その指定する場所において納入すること。

なお、各年度の貸付料は1か月当たりの貸付料に当該年度の貸付月数を乗じて算定する。